



皆様の生活にも関わる、知っているときっと役に立つ情報をお届けします

第10号 令和2年7月 発行



A COLUMN ～記事～

「自分のファンを増やしたい」～ 先ずは知ってもらうこと

まだ世の中には新型コロナウイルスの影響が色濃くあります。このような状況下においても、生きていくために仕事をし、お金を得なければなりません。最近、どうすれば安定的に仕事を頂けるかということを考えることが多いです。

開業したての頃、様々な会社様にご挨拶に伺う中で、ある会社の社長様にこのようなことを言われました。

「久田君のファンで何人いるの？」

この質問に対して、私は一人と答えました。ありがたいことに私のことを凄く気に入ってくださる方(ホームセンター時代のお客様です)がお一人いらっしゃいますので、その方を思い浮かべて一人と答えました。自分のファンが増えれば、ある程度は安定して仕事を得ることができると思いますので、今後自分のファンを増やしたいと強く思います。

ファンになってもらうためには、何よりも先ず私のことを知ってもらわなければなりません。そのためには、情報発信が不可欠です。とは言っても、多くの方に一気に当事務所を知ってもらえるような情報発信のやり方というのは中々ありません。だからこそ、地道な活動を続けることが必要です。

毎月ホームページに掲載しているこの事務所通信も情報発信の一つです。先日、当事務所のホームページを見て来所された方が、事務所通信を見たと言ってくれた時は、すごく嬉しくなりました。このような方もいらっしゃいますが、当事務所の知名度は、まだ低いと言えると思います。

知名度を上げるために、様々なセミナーなどを開催している先生方もいらっしゃいます。私も自分に合った情報発信のやり方を早く確立し、少しでもファンの方を増やしたいです。



EXPLANATION ～解説～

自筆証書遺言の保管～ 間もなくスタートします。

令和2年7月10日から、自分で書いた遺言を法務局で保管してもらうことが可能になります。今月号では、間もなく運用が始まる**自筆証書遺言保管制度**について解説をしたいと思います。

遺言には大きく分けて、**自筆証書遺言**と**公正証書遺言**があります。公正証書遺言とは、法律の専門家である「公証人」により作成してもらう遺言です。作成時には、証人2人が立会をするなど、厳格な方式で作成され、原本が公証役場で保管されます。遺言者が亡くなり相続が発生した場合、その遺言があれば直ぐに相続手続を行うことができます。

自筆証書遺言とは、その名の通り、自筆で作成する遺言です。**15歳以上**で自分で遺言を書くことができれば誰でも作成可能です。公正証書遺言では、作成時に手数料が発生しますが、自筆証書遺言では手数料もかかりません。ただし、遺言には法令上の要件がいくつかあるため、その要件を満たさなければ、その遺言は無効となります。また、遺言者が亡くなり相続が発生した場合、家庭裁判所の**検認**を受ける必要があります。

1. 自筆証書遺言保管制度の概要

自筆証書遺言を作成した遺言者本人が法務局に遺言の保管を申請することができます。法務局に申請するのは**ご本人に限られ、代理は不可**です。また、法務局に対して手数料も必要となります。

この制度による遺言者のメリットは、まず、紛失などを防ぐことができるということです。今まで、自筆証書遺言は遺言者本人が保管していたため、紛失をしてしまう危険がありました。また、遺言者の死後、遺言が発見されない可能性もありました。

二つ目のメリットは、他人に遺言書を見られることがないということです。自分で保管すると、他人に勝手に見られたり、破棄される恐れもありましたが、法務局で保管してもらえれば、そのような心配は無用となります。

次に、相続人の側のメリットですが、自筆証書遺言保管制度を使った場合、遺言者に相続が発生しても、家庭裁判所による**検認は不要**となります。他の相続人に連絡もいかないので、無用な争いを避けることができます。

また、相続人は、**全国の法務局**で、被相続人の遺言が保管されているかどうかの照会ができます。これも大きなメリットです。

2. 自筆証書遺言作成時の注意点

自筆証書遺言には、下記のような要件があります。

- ①. 遺言書の本文は、**自筆**でなければなりません(財産目録は、パソコンで作成したものでも構いません)
- ②. 遺言書作成年月日と署名押印は必須です(目録にも署名押印が必要です)
- ③. 訂正した場合、訂正部分に押印の上、訂正した旨を自書しなければなりません。

3. 自筆証書遺言保管の申請

遺言書を作成した本人が法務局へ保管の申請をします。保管の申請をすることができる法務局は、遺言者の①住所地、②本籍地、③所有する不動産の所在地を管轄する法務局となります。

保管の申請に必要なものは、①自筆証書遺言(封のされていないもの)、②法務局指定の申請書、③添付書類(本籍地の記載のある住民票等)、④本人確認書類、⑤手数料(1件3900円)です。

ご不明な点がございましたら当事務所へお問い合わせください。

司法書士・税理士・行政書士久田事務所

司法書士・税理士・行政書士
久田事務所

〒921-8812

野々市市扇が丘9番20号

扇が丘ビル106

TEL : (076) 227-8019

FAX : (076) 227-8061



〈業務内容〉

不動産登記	成年後見
相続手続	裁判書類作成
遺言作成	破産
商業登記	債務整理
定款認証	

当事務所では、随時「**登記・相続・債務整理の無料相談**」を実施しています
当事務所への質問・業務依頼・相談予約は電話又はメールでお願いします

☐ info@hisada-office.jp

<http://www.hisada-office.jp/>